# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童手当支給関係事務 基礎項目評価書

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

垂水市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

垂水市長

### 公表日

令和7年2月19日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	児童手当支給関係事務					
②事務の概要	児童手当法等の規定に基づき対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。手続きについては、現行の窓口や郵送での書類の受入のほか、「鹿児島県電子申請共同運営システム」を利用した電子申請機能での受領を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認・配偶者の所得情報の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認					
③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 鹿児島県電子申請共同運営システム					

### 2. 特定個人情報ファイル名

児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル 宛名情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 (情報照会の根拠) 106、107の項 (情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項 れる項(42、125、141、161の項)	第2条の表 頃のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含ま

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健課
②所属長の役職名	保健課長

#### 6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先   総務課 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114 0994-32-1111						
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	保健課 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114 0994-32-1111					
9. 規則第9条第2項の適用	9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した					
適用した理由						

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[	[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	令和7年1月24日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人以上	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
		令和7年1月24日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり  2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類				
	項目評価書 ] 施機関については、それぞれ	1重点項目評価書	<選択肢> (選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシス	テムを通じた入	手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ 0	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	]	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転		ークシステムを通り	こた提供を除く。) [ 〇	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1	]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・	肖去 ·
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。作業時は担当者2名でのチェックを行っており、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと考	
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策    <選択肢>   目的外の入手が行われるリスクへの対策   目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   確限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   会託先における不正な使用等のリスクへの対策   不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   信報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [ 十分である ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類、USBメモリは、施錠できる場所に保管することを徹底している。

## 変更箇所

変更箇層					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	評価実施機関における担当部 署 部署		福祉課	事後 ——————	
平成28年9月1日	者   外属長	保健福祉課長 篠原 輝義	福祉課長 保久上 光昭	事後 ————————————————————————————————————	
平成28年9月1日	いに関する問合せ 連絡先	保健福祉課	福祉課	事後	
平成28年9月1日	対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月1日	取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成29年10月1日	②事務の概要	児童手当法等の規定に基づき対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認・配偶者の所得情報の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認	児里手当法寺の規定に基づさ対家者の資格官理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。手続きについては、現行の窓口や郵送での書類の受入のほか、「鹿児島県電子申請共同運営システム」を利用した電子申請機能での受領を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認・配偶者の所得情報の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認	事後	
平成29年10月1日	③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	②統計処理の確認 児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 鹿児島県電子申請共同運営システム	事後	
亚芹00年10日1日	お色し数 いつはよの記数か	<b>東書の左○日1日 時</b> 上		<b></b>	
	対象人数 いつ時点の計数か		平成29年10月1日 時点	事後 ————————————————————————————————————	
	取扱者数 いつ時点の計数か		平成29年10月1日 時点	事後 ————————————————————————————————————	
平成30年4月1日	I 5 ②所属長	福祉課長 保久上 光昭	福祉課長 榎園 雅司	事後 ——————	
平成30年4月1日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	平成29年10月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	平成29年10月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第56項並びに  児童手当法第4条等	番号法第9条第1項、別表第一 56の項	事後	
平成31年4月1日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二 第74項及ひ第 75項並びに児童手当法施行規則第1条の4等	番号法第19条7号、別表第二(26,30,74,75,87の 項)	事後	
平成31年4月1日	I 5 ②所属長の役職名	福祉課長 榎園 雅司	福祉課長	 事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	——————— 事後	
	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	 事後	
	IV リスク対策	干灰50年4万1日時点		-	*************************************
			別紙評価書のとおり	事後 ————————————————————————————————————	様式改正に伴う追加 特定個人情報保護評価の再
	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年12月1日時点	事後 ————————————————————————————————————	実施 特定個人情報保護評価の再
令和1年12月1日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	実施
令和2年12月1日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見 直し
令和2年12月1日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見 直し
令和3年12月1日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二(26,30,74,75,87の 項)	番号法第19条8号、別表第二(26,30,74,75,87の 項)	事後	特定個人情報保護評価の見 直し
令和3年12月1日	<ul><li>II 1 いつ時点の計数か</li></ul>	<del>                                    </del>	令和3年12月1日 時点	——————— 事後	特定個人情報保護評価の見
<b>令和3年12月1日</b>	II 2 いつ時点の計数か	   令和2年12月1日 時点	令和3年12月1日 時点	 事後	直し 特定個人情報保護評価の見
	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年12月1日 時点	 事後	<u>直し</u> 特定個人情報保護評価の見
	II 2 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年12月1日 時点	 事後	<u>直し</u> 特定個人情報保護評価の見
				-	直し 特定個人情報保護評価の見
	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後 ————	直し 特定個人情報保護評価の見
令和5年12月1日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後 ——————	直し
令和7年1月24日	Ⅰ 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 56の項	番号法第9条第1項 別表81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第44条	事後	法改正に伴う修正
令和7年1月24日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二(26,30,74,75,87の 項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報照会の根拠) 106、107の項 (情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項)	事後	法改正に伴う修正
令和7年1月24日	I 5 評価実施機関における 担当部署 ①部署	福祉課	保健課	事後	
令和7年1月24日	I 5 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	福祉課	保健課長	事後	
	の取扱いに関する同合せ 連 終先	福祉課 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町11 4 0994-32-1111	4 0994-32-1111	事後	
令和7年1月24日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和7年1月24日 時点	事後	
令和7年1月24日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和7年1月24日 時点	事後	
令和7年1月24日	Ⅳ 8 人手を介在させる作業	-	十分である	事後	様式改正に伴う追加
令和7年1月24日	IV 8 人手を介入させる作業 (判断の根拠)	-	対象者からの申請に基づき処理を行うため、目的外の入手が行われることはない。作業時は担当者2名でのチェックを行っており、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式改正に伴う追加
令和7年1月24日	IV 11 最も優先度が高いと考えなれる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへ	 事後	様式改正に伴う追加
	えられる対策 Ⅳ 11 最も優先度が高いと考		の対策		
令和7年1月24日	えられる対策	-	十分である	事後 ———	様式改正に伴う追加
令和7年1月24日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策(判断の根拠)	-	システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員は人事異動の都度更新し、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う追加